

令和元年度第1回

北栄町空家審議会

- 1.日時** 令和元年7月18日（木） 10：00～12：00
2.場所 大栄農村環境改善センター 2階第4会議室
3.出席者 審議会委員 6名
事務局 3名

4.事務局

5.報告及び議事

- （1） 平成30年度の実績報告**
- （2） 令和元年度の取組計画**
- （3） 勧告について**
- （4） 代執行について**
- （5） D判定空家等の対応経過について**

6.その他

議事（1）H30年度の実績報告

1.空家等調査戸数

H29年度 354件

H30年度 313件（3月31日現在）

※国際航業（株）の全戸調査の結果を、空家台帳と突合させたところ、新規の調査対象空家が180件上がりました。

2.空家対策審議会 実績

- ・空家等対策計画 運用開始
- ・継続した特定空家への取組み実施

3.特定空家の除却事業推進

平成30年度実績・・・ **9件**

予算執行額・・・**8,937,000円**

議事（2）令和元年度の取組計画

1.空家に関する相談・苦情

江北、亀谷において、自治会からの要請があり調査（既に台帳登録済み）を行い、亀谷の案件については、所有者に対応依頼をかけた。

2.勧告通知と代執行検討

弓原地区の案件について勧告措置を検討

(※ 1)

江北の案件については相続人が全員放棄、確知できない状態となったため略式代執行を検討。

(※ 2)

3.特定空家の除却事業推進

前年度に申請済みの**6件**が優先対象なお、新規申請も随時受付。不足分については9月議会で補正予算提案予定。

現時点予算内 **3件**

予算額**600万円**に対し、支出予定
5,982,000円（7/18時点）

4.国際航業実績

H30年度・・・全戸調査完了
R 1年度・・・空家のランク付け

議事 (4) 代執行について-②

	法第14条第10項による除却等（略式代執行）	法第14条第9項による除却等（行政代執行）
所有者等の確知	出来ない場合	できる場合
自力執行権	なし	あり
回収の見込みがある場合	財産管理制度による手続きで費用回収	強制徴収による手続きで費用回収
支払能力がある所有者等が判明した場合	任意の支払いまたは裁判所による民事訴訟	—
除却にかかる国の補助制度	あり（国2/5・町3/5）※	なし

※財産管理制度※

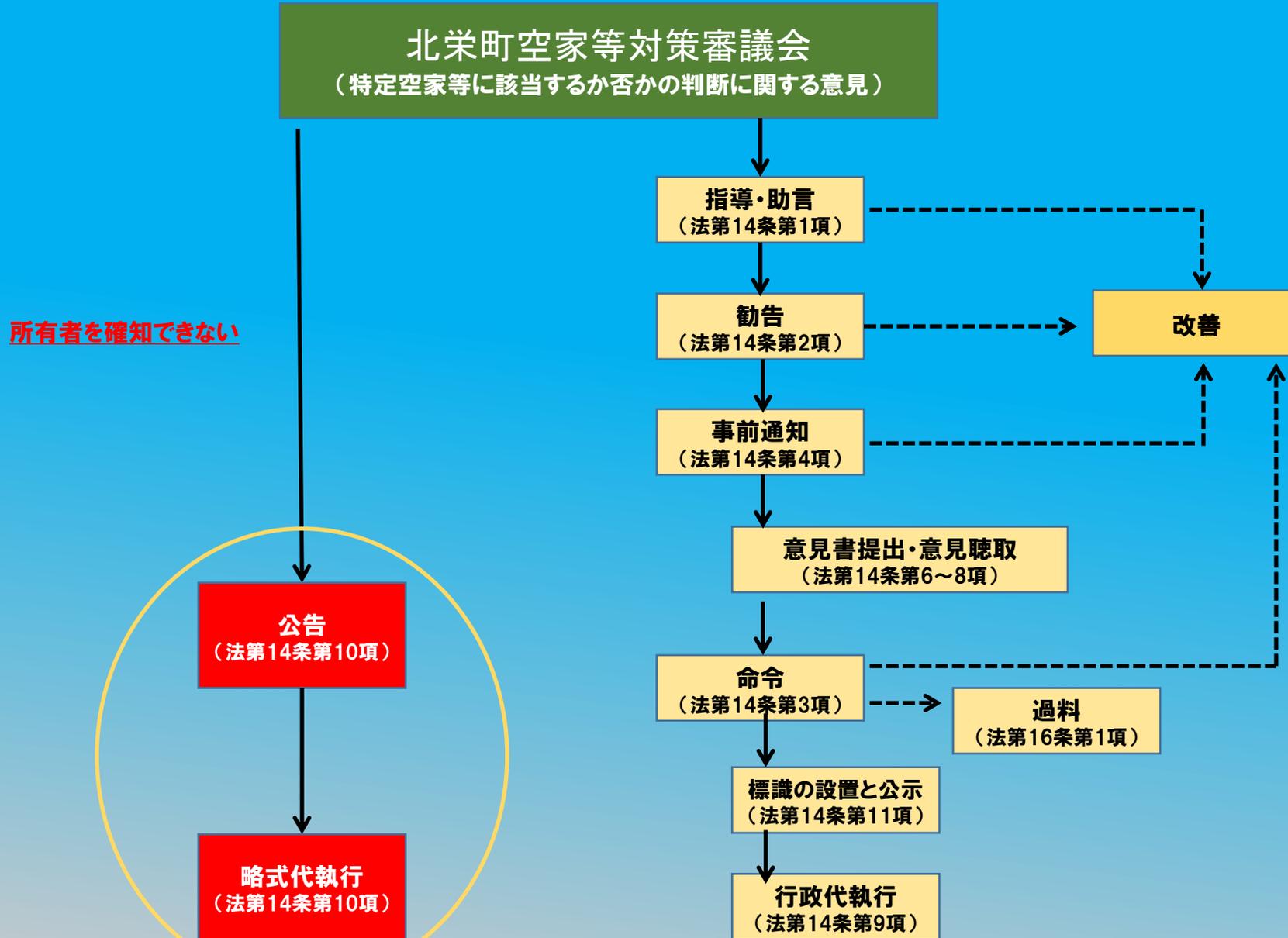
相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続するものがなくなった場合も含まれる）には、家庭裁判所は、申立により、相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして精算を行い、精算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

議事 (4) 代執行について-③

代執行



議事 (4) 代執行について-⑤

抵当権と根抵当権

抵当権

「特定の債権」と呼ばれ、これの担保権の事を【**抵当権**】という。
一つの債務に対して一つの担保を設定し、債務を返済すれば消滅する。

根抵当権

根抵当権とは、不動産の担保価値を算出し、貸し出せる上限(極度額)を定めて、その範囲内で何度もお金を借りたり返済したりすることができる性質のもの。借りたお金を返して借金が【0】になっても、また借りる可能性があるため、当事者の合意がない限り根抵当権は消滅しない。